

令和5年3月22日	
資料提供	
担当課(室)	かつらぎ町 危機管理課
担当者	中 宣行
電話(代表)	0736-22-0300 (内線 2022)



株式会社有交紀北と

「災害時等におけるタクシー車両等の利用に関する協定」を締結します

かつらぎ町は、株式会社有交紀北と「災害時等におけるタクシー車両等の利用に関する協定」を締結します。

つきましては、令和5年4月12日(水曜日)に、協定の締結式を行います。

1. 日時 : 令和5年4月12日(水曜日) 午後1時30分から午後2時00分まで
2. 場所 : かつらぎ町役場 防災センター1階
(住所) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
(電話) 0736-22-0300 (代表)
3. 主な出席予定者 : 株式会社有交紀北 代表取締役 西脇 正宜 (にしわき まさのぶ)
かつらぎ町長 中阪 雅則 (なかさか まさのり)
かつらぎ町副町長 南 典昌 (みなみ のりまさ)
4. 次第
 1. 開式
 2. 出席者紹介
 3. 協定内容及び経過の説明
 4. 署名
 5. 記念撮影
 6. 挨拶
 7. 閉式
4. 内容 : 今回の協定の締結により、かつらぎ町内において災害が発生する恐れが出てきた場合に、株式会社有交紀北から避難行動要支援者の避難所等への移送に支援をいただけることとなりました。また、災害発生後において、避難所等への物資の輸送への支援もいただけることとなりました。
本町としましては、支援を受けることにより、移送力並びに輸送力の向上につながるものと期待しております。
なお、同一タクシー業者と移送並びに輸送に関する支援協定を締結するのは、県内の市町村では初となります。
5. 主催 : かつらぎ町